

## 家庭の日の普及啓発活動に関する協定書

日光市（以下「甲」という。）と、一般社団法人倫理研究所日光市倫理法人会（以下「乙」という。）は、家庭の日（とちぎの子ども・子育て支援条例（栃木県条例第39号）第20条に規定する家庭の日をいう。以下同じ。）の普及啓発を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携及び協力し、「家庭の日」の一層の普及・啓発を図り、もって子育てにおいて家庭が果たす役割の重要性について市民の理解を深めることを目的とする。

（実施事項）

第2条 乙は、次に掲げる事項を実施する。

（1）会員に対する次に掲げる事項の働きかけ

- ア 従業員に対し、家庭の日及びその趣旨について周知を図ること
- イ 家庭の日には、やむを得ない場合を除いて、完全休業を目指すこと
- ウ 定期的にノー残業デーを実施するなど、従業員の家族団らんのきっかけづくりを行うこと
- エ 家庭の日の趣旨に沿った事業や行事を実施するなど、従業員の家族団らんのきっかけづくりを行うこと
- オ 従業員に対し、地域や学校で開催される行事に積極的に参加するよう促すとともに、参加しやすい職場の雰囲気づくりに努めること
- カ その他家庭の日の普及啓発及び実践に関し必要な取組を行うこと

（2）甲が実施する家庭の日の普及啓発に関する取組への積極的な協力

2 甲は、乙が上記事項を実施するにあたり必要な情報等を提供する。

（情報の交換等）

第3条 甲及び乙は、必要に応じて情報の交換を行うとともに、この協定が円滑に運用されるよう相互に連携するものとする。

（経費）

第4条 この協定に基づき、甲及び乙が実施する事項に要する経費は、甲及び乙がそれぞれ負担するものとする。

（補償）

第5条 甲は、乙が行う活動により発生した事故等に対し責任を負わない。

（有効期間）

第6条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙から書面による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

（協議事項）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年10月13日

甲 栃木県日光市今市本町1番地

日光市

市長

大嶋 一生

乙 栃木県日光市芹沼1737番地3 シェルトVII202

一般社団法人倫理研究所 日光市倫理法人会

会長

白井 正俊